平成２８年（フ）第８１８１号
東京都江東区南砂２丁目３－１－514
債務者　城生　雄一
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１９４号
東京都大田区池上６丁目27－２－401
債務者　五十嵐麻衣（旧姓柏木）
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３６号
静岡県浜松市南区本郷町1307番地の14
債務者　川原　文夫
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２２５３号
横浜市南区永楽町１丁目６番地
債務者　白川貴弘こと　ＢＡＥＫ　ＫＷＩＨＯＮＧ　白　　貴弘
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３号
栃木県小山市大字出井1112番地４、従前の住所群馬県太田市鳥山上町1488番地１　エルディムサカエ104号
債務者　古河　賀子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１０３号
栃木県小山市大字土塔247番地20　グランシード小山Ａ－102号、従前の住所栃木県小山市西城南１丁目29番地４　Ｒｅ－ｇｅ　Ｖ　Ｉ棟201
債務者　児矢野政勝
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第８１７４号
東京都北区浮間３丁目22－５－304
債務者　西村美由貴（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３３３号
神奈川県茅ヶ崎市南湖２丁目11番18号
債務者　小川　　怜
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３３号
静岡県浜松市北区引佐町奥山1430番地の180　奥山老人ホーム、前住所静岡県浜松市中区中島３丁目28番５号ハイツＫＭＩ101
債務者　渡邊　喜保
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２３５０号
横浜市旭区善部町108番地　杉山ハイツ402
債務者　鬼澤　竜治
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１２５号
横浜市都筑区川和町2312番地１　メイプルハイツ２－103号室
債務者　佐藤　正紀
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１８０号
神奈川県高座郡寒川町大曲３丁目18番16－105号
債務者　落合　伸也
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第８９号
千葉県富津市岩瀬866番地の６
破産者　榎本　文武
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第９５号
東京都品川区荏原３丁目６番13－402号
破産者　株式会社ブラストビーツ
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２３２号
埼玉県比企郡ときがわ町大字田中587番地の１
破産者　有限会社栗原土木
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２４８号
川崎市麻生区岡上208番地11
破産者　株式会社チェントヴェンティ
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係